

※ このお知らせは、令和 6 年度賦課金納付書の送付先にご連絡しております。

(事 務 連 絡)

令和 7 年 6 月吉日

組合員各位

元荒川土地改良区

土地改良区賦課金に関するお知らせ

拝啓 初夏の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、土地改良区賦課金の納付につきまして、これまで関係する市役所との徴収委任契約が令和 6 年度末（蓮田市分は令和 7 年度末）をもって解除したことから、令和 7 年度から（蓮田市分は令和 8 年度から）納付時期及び納付場所が変更になります。詳細につきましては、次頁をご確認ください。

また、令和 6 年 1 月 1 日以降の土地に関する情報について、土地所有者や管理者の変更、測量や分筆等による地番や地積の変更があった場合は、申請がないと変更されませんので、土地改良区への届出をお願いします。

今後とも、ご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

担当：元荒川土地改良区 財務課

電話：0 4 8 - 7 9 9 - 0 7 9 9

令和 7 年度の土地改良区賦課金納付場所

	蓮田市に土地を お持ちの方	さいたま市、春日部市、越谷市に 土地をお持ちの方
市の記載がある 賦課金納付書	蓮田市が指定する 取扱金融機関	(令和 6 年度以前の納付 書を含め) 使用不可
土地改良区が 作成した 賦課金納付書	上記賦課金納付書の 他に、コンビニ納付及 びスマホ決済ができ る用紙も同封します。	下記の①～③で納付できる用紙を お送りします。なお、④をご利用の方 は、9月上旬に口座引落の通知書をお 送りします。
	① 窓口(現金払い)での納付 ・ 埼玉りそな銀行本支店 ・ 南彩農協本支店 ・ 越谷市農協本支店 ・ コンビニエンスストア ・ 土地改良区事務所	
	② 振込での納付 ・ 納付書裏面に記載予定の指定振込先（但し、 <u>振込手数料は各自でのご負担となります。</u> ） ・ なお、納入者確認のため、振込の際は <u>振込人氏名の前に通知書番号の入力</u> をお願いします。	
	③ スマホ決済での納付 ・ PayPay ・ auPay ・ D 払い ・ PayB ・ 楽天銀行 ・ ファミペイ	
	④ 口座引落(今年度は10月13日引落を予定) ・ りそな決済サービスが提携する金融機関（裏面参照、 <u>埼玉りそな銀行以外の金融機関や農協も利用可能</u> ） ※ 口座振替のご利用を希望される方は、土地改良区までご連絡をお願いします。	

令和7年度より賦課金納額通知書が変わります

※ 市役所との徴収委任契約解除により、令和7年度から（蓮田市は令和8年度から）土地改良区で作成した納額通知書により納付をお願いします。

変更点1 賦課金納額通知書の発送時期と納期限を変更します。

蓮田市に土地をお持ちの方……………9月上旬に発送予定
さいたま市に土地をお持ちの方………8月下旬に発送予定
春日部市に土地をお持ちの方……………9月上旬に発送予定
越谷市に土地をお持ちの方……………8月上旬に発送予定

納期限は全区域

9月30日

になります。

変更点2 賦課金納額通知書の納付できる金融機関等を変更します。

- ① 窓口でのお支払い……………埼玉りそな銀行 本支店、南彩農業協同組合 本支店、
（納付手数料無料） 越谷市農業協同組合 本支店、コンビニエンスストア、
元荒川土地改良区事務所
 - ② スマートフォンでのお支払い……………PayPay、auPay、D払い、PayB、楽天銀行、
ファミペイ
 - ③ 口座引落でのお支払い……………りそな決済サービス株式会社の「りそなネット」サービスを利用し、全国の金融機関やゆうちょ銀行の口座から、賦課金の口座引落がご利用できます。
- （注意）上記以外の金融機関等からのお支払いの場合は、振込手数料が各自でのご負担となりますので、ご了承ください。

変更点3 土地改良区の土地台帳をもとに賦課金納額通知書を作成します。

- ※ 市役所との徴収委任契約解除により、令和6年度の土地に関する情報をもとに、賦課金納額通知書を発行します。
- ※ 令和6年1月1日以降に、相続や土地の売買などで土地の所有者に変更があった場合は、必ず「組合員資格得喪通知書」を土地改良区に提出をお願いします。
- ※ 「組合員資格得喪通知書」の用紙は土地改良区へお問合せいただくか、ホームページ（<https://www.midorinet-motoarakawa.or.jp>）からダウンロードをお願いします。

このことに関するお問合せは、元荒川土地改良区 財務課(048-799-0799)へお願いします。